

## 公示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和5年12月 8日

収支等命令者  
佐賀県 県土整備部まちづくり課長 天本 貴子

### 1 業務内容

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 委託業務名    | 肥前鹿島駅エリア空間デザインプロデュース業務【第2期業務】委託      |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙1「仕様書」による                          |
| (3) 履行期間     | 契約締結日から令和7年6月30日（月）まで                |
| (4) 履行場所     | 佐賀県県土整備部まちづくり課<br>（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号） |
| (5) 委託上限額    | 158,400,000円<br>（消費税及び地方消費税を含む。）     |

### 2 参加者の資格要件

本業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は別記のとおりとする。  
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

### 3 プロポーザルの全体日程

- |                            |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
| (1) 募集開始                   | 令和5年12月 8日（金）                        |
| (2) 説明会（任意参加）及び現地見学会（任意参加） |                                      |
| 参加申込書提出期限                  | 令和5年12月13日（水） <u>12時</u> まで          |
| (3) 説明会                    | 令和5年12月18日（月）<br>〔予備日：令和5年12月19日（火）〕 |
| (4) 現地見学会                  | 令和5年12月18日（月）<br>〔予備日：令和5年12月19日（火）〕 |
| (5) 質問期限                   | 令和5年12月22日（金） <u>12時</u> まで          |
| (6) 参加申請書提出期限              | 令和6年 1月10日（水） <u>17時</u> まで          |
| (7) 参加資格確認結果通知             | 令和6年 1月19日（金）（予定）                    |
| (8) 提案書提出期限                | 令和6年 1月25日（木） <u>17時</u> まで          |
| (9) 書類審査会（※1）              | 令和6年 1月30日（火）（予定）                    |
| (10) 書類審査結果通知              | 令和6年 1月31日（水）（予定）                    |
| (11) プレゼンテーション審査会          | 令和6年 2月上旬～中旬（予定）                     |
|                            | ※日程については、令和5年12月末までに県HPに掲載           |
| (12) 審査結果通知                | 令和6年 2月上旬～中旬（予定）                     |

(13) 契約締結 令和6年 2月中旬～2月下旬（予定）

※1 書類審査会は、参加者が10者を超える場合に実施し、プレゼンテーション審査会の対象となる10者を選定する。

#### 4 担当課

佐賀県県土整備部 まちづくり課 街路・まちづくり担当  
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁 新館8階  
電話：0952-25-7159 ファックス：0952-25-7314  
e-mail：[machizukuri@pref.saga.lg.jp](mailto:machizukuri@pref.saga.lg.jp)

#### 5 参加申請書等の提出

本件プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を担当課に持参又は郵送により提出すること。

##### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1号または様式2-2号）
- イ 共同企業体協定書（様式第2-3号）（共同企業体を構成する場合）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 実績書（様式第4号）

(2) 提出期限：令和6年 1月10日（水）17時まで（必着）

(3) 提出部数：各1部

(4) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

#### 6 提案書等の提出

参加申請書を提出した者は、下記の書類を担当課に持参又は郵送により提出すること。

##### (1) 提出書類

- ・ 本提案は、本業務の受託者を選定するために必要な提案を求めるものである。
- ・ 提出書類は、次のア～カとする。
- ・ 提出書類は、日本語で作成すること。
- ・ 用紙サイズは、A4判片面印刷又はA3判片面印刷折り込みとする。
- ・ 文字サイズ10.5ポイント以上とし、次のア～キをクリップ留めしたものを10部作成し、提出すること。

##### ア 実施体制案

- ① 本事業の実施体制（統括プロデューサー、各業務の統括者、担当者、体制）
- ② 事業全体を総括する統括プロデューサーの経歴及び事業実績
- ③ スローターリズムの推進、コンテンツの磨き上げを統括する担当者の経歴

及び事業実績並びに事業体制

- ④ 運営者の決定プロセスを統括する担当者の経歴及び事業実績並びに事業体制
- ⑤ 空間デザイン・実施設計等を統括する担当者の経歴及び事業実績並びに事業体制
- ⑥ ロータリー、広場の設計監修を統括する担当者の経歴及び事業実績並びに事業体制

※建築士については、建築士免許証明書（写し）を添付すること。

※③及び④は、兼務も可とするが、専任配置（③及び④に各1名配置）が望ましい。（なお、評価配点については、審査基準参照）

#### イ 企画提案書

- ① 鹿島・太良地域におけるスロートーリズムの推進策
- ② 肥前鹿島駅エリアの各施設に配置するコンテンツ  
（具体的な運営者等をイメージし、具体的に記載すること。）
- ③ 鹿島・太良地域の事業者（※）を核とした運営体制（案）、事業者づくり、決定までのプロセス（具体的な取組手順）

※現在、両地域で事業を行っている事業者に限らず、例えば、両地域出身者で、現在は、他の地域で事業を行っている事業者など、両地域に所縁や繋がりがある事業者なども含めて、幅広い意味で捉えてよい。

- ④ 業務エリア（肥前鹿島駅エリア）全体の施設配置図（平面図）及びイメージ図、各施設のイメージ図（駅舎や交流施設等の建築物の外観・内観及び広場等のデザインイメージが分かるもの。）
- ⑤ その他特に提案したい点

ウ 事業スケジュール、工事施工ステップ案

エ 事業者の資格者表（保有資格名及び資格者数）

オ 見積書及び見積書内訳書

カ 提案書の電子データ（PDF形式）

(2) 提出期限：令和6年 1月25日（木）17時まで（必着）

(3) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) 提案書の電子データは、プロポーザル参加者に対し別途連絡する提出用のURLへ提出すること。

## 7 質問の受付及び回答

手続等の内容に疑義がある場合は、担当課に対して次により質問書を提出することができる。ただし、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

(1) 様式：質問書（様式第1号）

(2) 提出方法：持参、郵送又は電子メール ※口頭による質問は受け付けない。

- (3) 受付期限：令和5年12月22日（金）12時まで（必着）
- (4) 回答：質問に対する回答は、令和5年12月27日（水）を目途に質問者あてに電子メールにより送付する。併せて、質問内容及び回答は、県ホームページに掲載する。

## 8 説明会〔任意参加〕

プロポーザルの参加者のうち希望する者に対し、本業務委託公募型プロポーザルの内容等に関する説明会を開催する。

- (1) 日程：令和5年12月18日（月）午前  
〔予備日：令和5年12月19日（火）午前〕
- (2) 場所：佐賀県鹿島市内の会議室等を予定
- (3) 内容：仕様書等の内容について
- (4) 留意事項
  - ア 県が指定した日時に参加すること。なお、参加希望者が多数の場合など、県の判断により、予備日への参加を指定することがあるので留意すること。
  - イ 1団体あたりの参加者は、3名以内とする。
  - ウ 説明会において、質問は受け付けない。
- (5) 申込み方法：説明会への参加を希望する者は、令和5年12月13日（水）12時までに説明会兼現地見学会参加申込書（様式第7号）を担当課に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

## 9 現地見学会〔任意参加〕

本業務の対象エリアの大部分は駅舎等の公共スペースのため、現地見学は、参加者が、各自、必要に応じて行うこと。

ただし、プロポーザル参加者のうち希望する者に対し、担当課職員の案内による現地見学会を開催する。

- (1) 日程：令和5年12月18日（月）午後  
〔予備日：令和5年12月19日（火）午後〕
- (2) 場所：JR肥前鹿島駅（佐賀県鹿島市高津原）
- (3) 留意事項
  - ア 県が指定した日時に参加すること。なお、参加希望者が多数の場合など、県の判断により、予備日への参加を指定することがあるので留意すること。
  - イ 1団体あたりの参加者は、3名以内とする。
  - ウ 現地見学の時間は、1団体あたり30分程度（1回限り）とする。
  - エ 県の指示に従い、駅務員や駅利用者等を妨げない範囲で見学すること。
  - オ 対象エリアのすべての箇所が見学できるものではない。  
（県が指定した箇所のみ見学できる）
  - カ 現地見学会において、質問は受け付けない。

- (4) 申込み方法：説明会への参加を希望する者は、令和5年12月13日（水）12時までに説明会兼現地見学会参加申込書（様式第7号）を担当課に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

## 10 審査

提案書等の審査は、「肥前鹿島駅エリア空間デザインプロデュース業務【第2期業務】委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」を設けて行う。

### 《書類審査会について》

- (1) 日時 令和6年 1月30日（火）（予定）
- (2) 評価及び審査結果の公表
  - ア 審査員は、別紙2に定める「提案書審査基準」に従って、事前に提出された提案書等の審査を行い、上位10者を決定する。
  - イ 結果は、すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。

### 《プレゼンテーション審査会について》

- (1) 日時 令和6年 2月上旬～中旬（予定） 担当課が時間を指定  
※日程は、令和5年12月末までに県HPに掲載
- (2) 場所 佐賀県庁又は佐賀県庁周辺の会議室（予定）
- (3) 実施方法  
参加者は、事前に提出した提案書等に基づいてプレゼンテーションを行う。1団体のプレゼンテーションの時間は30分程度（説明20分・質疑応答10分程度）とし、参加人員数は4名以内までとする。
- (4) 持参パソコンの使用  
プレゼンテーションにあたって、持参したパソコンを使用する場合は、事前に担当課に申し出ること。 ※スクリーン及びプロジェクターは、担当課において用意する。
- (5) 評価及び審査結果の公表
  - ア 審査員は、別紙2に定める「提案書審査基準」に従って審査を行い、最優秀者及び次点者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
  - イ 結果は、すべての提案者に通知する。また、県のホームページで最優秀提案者、評価項目等を公開する。なお、審査経緯については、公表しない。
- (6) プレゼンテーションの録画  
審査のため、プレゼンテーションの様子をビデオ録画する予定としている。そのため、録画に支障がある場合は、事前に担当課に申し出ること。

## 11 契約に関する事項

### (1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

① 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

③ 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

### (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行なった場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

### (4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

### (5) 最優秀提案者の決定方法

上記の審査会において、評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優

秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 契約候補者の選定

県は、最優秀提案者として決定した者を、本業務に係る随意契約の契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(7) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、委託上限額を超えないものとする。

(8) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(9) 各年度の業務委託契約金の支払い方法及び支払上限額

本業務の支払い方法は、前金払、部分払及び完了払とする。

なお、各年度の支払い上限額は、

令和5年度 業務委託料の10分の3以内

令和6年度 業務委託料の10分の3以内

令和7年度 業務委託料から前年度までの支払い済額を除いた額とする。

(10) 業務委託契約の内容及び実施条件

本業務委託契約の内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、県において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。

提案書に記載した統括プロデューサー及び、各業務の統括者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(11) 一括再委託の禁止及び一部再委託の承諾

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

## 12 配布資料

- (1) 公示
- (2) 別紙1 仕様書
- (3) 別紙2 審査基準
- (4) 様式一式
- (5) 図面一式
- (6) 契約書(案)

## 13 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、本件プロポーザルのみに使用する。プロポーザル終了後は、県の文書管理規程に基づき必要部数については保管し、その他の不要となった書類は、速やかに、県において破棄する。
- (2) 提出する提案書は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え追加等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 本件プロポーザルに係る提案書等の作成及び提出に要する経費、参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに担当課に連絡し、辞退届(様式第5号)を提出すること。



## 別記

### 参加資格要件

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 次の要件を満たす単独企業又は共同企業体であること。

[単独企業の場合]

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている企業であること。

[共同企業体の場合]

- ・ 共同企業体の代表者に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている企業が含まれること。
- ・ 共同企業体の構成員が、単独企業又は別の共同体の構成員として参加していないこと。
- ・ 全ての構成員が次の（3）～（7）に掲げる要件を全て満たすこと。

- (2) 駅、公共施設、店舗、商業施設のいずれかにおいて、空間デザイン、建築デザイン、建築設計のいずれかの実績があること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において、手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ～キに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直

接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者